

▼対象者要件の追加

介護認定日時点の主治医意見書において、以下1~3のいずれかに該当する。

- 01 「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)BI以上」かつ「尿失禁にチェックあり」
 - 02 「認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上」かつ「尿失禁にチェックあり」
 - 03 おむつ使用証明書の提出
-

▼対象者の除外要件

- ・生活保護を受給しているもの

※生活保護の制度において、上限の範囲内で給付を受けることが可能

▼対象者要件の追加

(いずれかに該当すること)

- 01 主治医意見書において「障害高齢者の日常生活自立度がB1以上」かつ「尿失禁にチェックあり」
- 02 主治医意見書において「認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上」かつ「尿失禁にチェックあり」
- 03 おむつ使用証明書の提出がある（状態像としてはA2以上を想定）

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）		
生活自立	ランクJ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランクA	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	ランクC	いちにち中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうてない

認知症高齢者の日常生活自立度		
ランク	判断基準	見られる症状・行動例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
IIa	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等